

第8回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年4月8日(水) 午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年4月8日(水) 午後2時17分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 4 番 佐々木雄司君 6 番 保田 守君
9 番 原田 素代君 10 番 行本 恭庸君 13 番 福木 京子君
15 番 岡崎 達義君 16 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員
な し
- 6 証人
井上ひさし君 松村 義和君 山田 良雄君
藤本 元君 川原 裕子君
- 7 弁護士
水谷 賢氏 森岡 佑貴氏
- 8 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 黒田 未来君
- 9 協議事項 1) 公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について
・証人尋問
2) 証人出頭要求について
3) その他
- 10 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから第8回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、報道機関の皆様申し上げます。本日は証人喚問を予定しておりますが、写真等の撮影については所定の位置を越えないよう、また証人に対する撮影については証人のプライバシーに配慮し、心理的に圧力が加わることを防ぐため、後方からの撮影のみとさせていただきます。

以上、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項1番目、本委員会に委任された公金支出及び公文書改ざん等に関する調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、坂本一彦君、井上ひさし君、松村義和君、山田良雄君、藤本元君、川原裕子君より証言を求めることにいたしておりますが、坂本一彦君より病気のため出頭できない旨の連絡があり、副委員長と協議した結果、正当な理由であると判断しておりますので、御報告しておきます。

本日、証人から証言を行うに当たり、メモ等を参考にすることについて許可をしておりますので、御了承をお願いします。

証人にはお一人ずつ証言を求めることにいたしますが、証言や宣誓等についての注意事項は、午前と午後に分けてまとめて説明させていただきます。

それでは、証人の入室を求めます。

お願いします。

〔証人 井上ひさし君 入場〕

〔証人 松村義和君 入場〕

○委員長（下山哲司君） 証人各位におかれましては、お忙しいところを御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合は、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係に当たった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護人、公証

人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあったものが、その職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨申し出を願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員起立でお願いいたします。委員さんも全員起立です。傍聴者の方もお願いします。記者の方は全員お立ちください。

それではまず、井上ひさし君、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（井上ひさし君） 私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、何事もつけ加えないことを誓います。令和2年4月8日。井上ひさし。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

次に、松村義和君、宣誓の朗読をお願いいたします。

○証人（松村義和君） 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年4月8日。松村義和。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。御着席をお願いいたします。

それでは、証人はそれぞれ宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

よろしいですか。ありがとうございます。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

本日は、公金支出及び公文書改ざん等に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましても、証人の人権に留意されるよう要望します。

それでは、井上ひさし君から証言を求めたいと思っておりますので、松村義和君は一度御退席をお願いいたします。

〔証人 松村義和君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 井上さん、真ん中のほう、席にお座りください。

それでは、改めまして、井上ひさし証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいます。ありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどお願いいたします。

これより井上ひさし証人から証言を求めます。

まず、事前に、住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（井上ひさし君） はい。

○委員長（下山哲司君） 最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） 改めて、井上ひさし君には、お忙しいところ御出席くださいます。ありがとうございます。これから委員長にかわりまして私が質問させていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

まず、1番としまして、吉井観光株式会社（以下吉井観光という）が倒産すると聞いたのはいつですか。

○証人（井上ひさし君） これは、覚えておるところによりますと、5月16日、平成30年かな、5月16日の朝、スクールバスが終わって車庫に帰ったときに聞きました。

○副委員長（岡崎達義君） 2番目、吉井観光の倒産によって、仕事を失うという不安はありましたか。

○証人（井上ひさし君） もう突然のことで、そんな考える余地はありませんでした。

○副委員長（岡崎達義君） 3番目、臨時職員として雇用されることになった経緯についてお聞きします。誰から臨時職員の話がありましたか。そして、いつその話がありましたか。

○証人（井上ひさし君） これも5月16日の朝、安本さんと小野田さんが来られまして、そこで初めて聞いて、その日の夕方また我が家に2人とも来られました。

○副委員長（岡崎達義君） いつその話がありましたか。

○証人（井上ひさし君） だから、5月16日だと思います、記憶では。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。ありがとうございます。

4番目、臨時職員になるに当たっての承諾書は誰が書きましたか。任用通知書は届きましたか。

○証人（井上ひさし君） これ覚えがないんですけど、どう言ったらいいのかなあ。

○副委員長（岡崎達義君） なければそれで結構でございます。

○証人（井上ひさし君） わからないでいいか。

○副委員長（岡崎達義君） はい。任用通知書は届きましたか。これも記憶がないか。

- 証人（井上ひさし君） 記憶がない。
- 副委員長（岡崎達義君） ああ、わかりました。ありがとうございます。
- 5 番目、臨時職員としての賃金はどのように決まりましたか。
- 証人（井上ひさし君） これは、名前言ってもいいんか。
- 副委員長（岡崎達義君） 名前言ってもいいですか。
- 委員長（下山哲司君） はい、結構です。
- 証人（井上ひさし君） 北川議員から聞きました。
- 副委員長（岡崎達義君） 6 番目、臨時職員としてのあなたの賃金を教えてください。
- 証人（井上ひさし君） これ最初27万円言われたんですけど、20万円になりました。
- 副委員長（岡崎達義君） 7 番目、吉井観光で勤務していたときの給与と同じ金額では臨時職員として勤務できないということを北川議員に言ったことはありますか。
- 証人（井上ひさし君） ないです。
- 副委員長（岡崎達義君） 8 番目、北川議員から運転手組合の話は聞いたことがありますか。
- 証人（井上ひさし君） 運転手組合というか、事務所の経費を出せとは言われました。
- 副委員長（岡崎達義君） 9 番目、実際に運転手組合はつくられていたのですか。
- 証人（井上ひさし君） これ全然僕はわかりません、タッチしてないから。
- 副委員長（岡崎達義君） 10 番目、わからなかったら組合会則のほうもわかりませんね。
- 証人（井上ひさし君） わかりません。
- 副委員長（岡崎達義君） 組合費は幾らかっていうのもわかりませんね。
- 証人（井上ひさし君） これもわかりません。
- 副委員長（岡崎達義君） 組合長もわかりませんね。
- 証人（井上ひさし君） はい。
- 副委員長（岡崎達義君） 組合員のメンバーはわかりますか。
- 証人（井上ひさし君） その組合があったかどうかわからないので。
- 副委員長（岡崎達義君） はあ、メンバーもわかりませんね。
- 証人（井上ひさし君） 僕以外でお金を出しとる人がおったら、その人は多分メンバーだと思います。
- 副委員長（岡崎達義君） 14 番目、今回の問題が起きて以降、北川議員から連絡はありましたか。
- 証人（井上ひさし君） これはもう僕は区長しとる関係で、連絡は絶えず入ります。この問題に関しては数回ありました。
- 副委員長（岡崎達義君） わかりました。
- 15 番目、北川議員に金銭を渡していましたか。

○証人（井上ひさし君） ないです。

○副委員長（岡崎達義君） ないですか。

○証人（井上ひさし君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

以上です。

委員長、どうぞ。

○委員長（下山哲司君） それでは、各委員さんから御質問があればお願いいたします。

原田委員。

○委員（原田素代君） きょうはお世話になります。ある意味、御迷惑をかけたんだらうなあ
と想像しております。

まず最初に、ちょっと私、今聞き漏らしたかなあと思ったんですけど、倒産を聞いたのが5
月16日っておっしゃってます。

○証人（井上ひさし君） はい。

○委員（原田素代君） そうすると、16日の勤務っていうのは、もう倒産してからの勤務にな
ることは御承知でしたか。その後から知ったのか。

○証人（井上ひさし君） この日、朝来られて、バスをとめたらいけないので、お願いします
とは言われました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、16日に安本さんや小野田さんが車庫に来たり、夜もおい
でになってるということで、要するにもう既に車は出していただいた後に、16日からの勤務の
契約をお願いしますというふうに言われたということによろしいんですね。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） はい。

○委員長（下山哲司君） それでよろしいですか。

○証人（井上ひさし君） だと思います、記憶によると。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、よろしいですか。

○委員（原田素代君） ええ、その件についてはいいんですけど。うん、じゃあ次の方どう
ぞ。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 佐々木と申します。きょうは大変お忙しい中、御協力いただきまし

てありがとうございます。

私のほうから2点お尋ねをしたいんですが、さっきの組合についてのお話なんですけども、御存じないとのことだったんですが、誰かそのメンバーの中で、この人じゃったら知っとるかなあと思われるような人、もしいらっしゃれば教えていただきたいなあと思うのが1点と、もう1点、北川議員のほうから、数回この件で連絡があったとのことなんですけど、そのときにどんな内容のお話がありましたでしょうか。この2点をお願いします。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） どう言ったらいいのかな。とりあえず何もわからなかったときに突然来られて、市の職員が、それで、ああ、そうかなと思って、あとはもう何もわからずにははいはいと言いましたけど。また北川議員からは、もう前も言ったように、区長しとる関係でもう連絡は絶えずあるけど、この件に関してのことはもうノートに書いてますから、それを答えればわかります。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのノートは今お手元にありますか。どっか別のところですか。

○証人（井上ひさし君） はい、今あります。

○委員（佐々木雄司君） 今ありますか。それをちょっと見ながら、どんな内容があったのか教えていただけませんか。

○委員長（下山哲司君） ゆっくりで結構ですから。

○委員（佐々木雄司君） 濟いませぬ、お手数かけます。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） いっぱい書いとるから、どれから読んでいいか混乱するんですけど。

○委員長（下山哲司君） ゆっくりで結構です。

○証人（井上ひさし君） まず、この問題が発生して、去年、6月だったかな、だったと思います。それで、9月3日、いいですか、9月3日。病気だから、仕事に行けないかもわからないから給料は下げた。言うなあと思って、向こうから言ってこられました。そのほか、北川に。あ、8月30日がありました。北川議員より電話、4時30分ごろ。27万円も要らないから20万円くれと言ったよなど、電話してきました。家賃6万円、私は払わないと言ったので、その引かれた分が20万円になったと思いました。それで、今度、9月12日。体のぐあいが悪いから、お金は要らんとしたよなど電話がありました。9月3日も電話がありました。これも同じようなことで、体の調子が悪いから20万円でもいいと言ったよなど電話がありました。PM5時30分ごろ。それから、9月17日、北川議員より電話。私が北川へお金を払っているとSが言っていると。このSの名前も言ったらいいんですか。

○委員長（下山哲司君） 述べられることは、皆述べていただければ結構です。

○証人（井上ひさし君） このSとは、サトウクニオさんです。そんなことです。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 記憶をたどっていただいてありがとうございます。お金を、給料を下げた理由について、思うところの確認のお電話が入ったんだろうなあというふうに、お話を聞いていて思ったんですが、その電話が入ったときに何を思われましたか、どう感じましたか。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） 市役所からの電話ですか。

○委員（佐々木雄司君） いえ、北川議員から、9月3日、9月12日、8月30日、体の調子が悪いから、27万円のところを、ああ、給料が20万円になった理由は、体が悪いからじゃあなあって、そういうことじゃがなあということで、確認のお電話が入ったんだと思うんですが、その電話が入ったときに、どんなふうにお感じになられたかなあというところをちょっと聞けたらなあと思います。率直にいやじゃなあと思われたんか、何でそんなことを言うんじゃあなあと思われたとか、何かあったら教えてほしいなあと思うんですけど。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） その時点では、僕自身、体が悪かったらお金も要ると思いました。それで、なぜお金を下げるのかわかっとったから、前から、だから、ああ、そうかなあと、何か隠しとるな、隠したいことがあるんかなと思いました。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。その理由、わかっとった理由っていうのは何だったんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） これは、6月の、ちょっと日にちがよくわからないんですけど、6人集まったんですよ、事務所に。事務所というのが、事務所したらいけん言われたんですけど、そこへ集まって、おまえが何ぼ、おまえが何ぼ言われて。それで、そのとき、僕、たしか27万円と聞いとったから、市役所の方から。それで、そこへ集まって、おめえはほんならちょっと事務所代を6万円出せと。僕は、いや、出しませんと言ったんです。そしたら、もうその時点で下げられました、はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 6人が集まった日にちとか、メモか何か残ってないでしょうか。

○証人（井上ひさし君） それはノートが違うから、たしか6月の、何日じゃったか、初めだったと思います。

○委員（佐々木雄司君） 6月の初旬ですね。

○証人（井上ひさし君） はい。

時間は4時だったと記憶していますが、日にちはちょっと、帰ってノート、ノートが違うから。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 濟いません、ちょっと確認なんですけど、事務所に集まってというのは北川議員の事務所ですか。

○証人（井上ひさし君） そう。

○委員（佐々木雄司君） 間違いないですか。

○証人（井上ひさし君） はい、間違いないです。

○委員（佐々木雄司君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 濟いません、もう一度お尋ねします。

まず最初に、北川議員から賃金について聞いてますとおっしゃったんですよね。賃金は誰から聞きましたかと言われて、井上さんは北川議員から額を聞いたっておっしゃいましたよね。

○証人（井上ひさし君） はい。賃金。

○委員（原田素代君） 賃金、要するにさっき27万円。

○委員長（下山哲司君） 給料。

○証人（井上ひさし君） 給料は、安本さんと小野田さんが言ってこられ、最初は。

○委員長（下山哲司君） そうです、そう言われました。

○委員（原田素代君） そうすると、ごめんなさい、委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 5番目の質問で、臨時職員としての賃金はどのように決まりましたかという質問に対しては、安本さんたちには事前に聞いてた給料とは別の金額が出たということですか。安本さんたちから幾らと言われましたか。

○証人（井上ひさし君） その日にちがちょっとわからん。

○委員（原田素代君） あっ、いや、金額を。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、今先ほど佐々木委員の質問の中に、6人が集まってそこで給料が決まったということ。

○委員（原田素代君） うん、それを確認したいんです。

幾らと安本さんたちには言われたかを教えていただけますか。

○証人（井上ひさし君） これが、6月の初めか5月の終わりだったと思います。それで、日曜日か、土曜か日曜を挟んで次の日に、安本さんからまた電話がありました。そのときに、計

算が違ってたから20万円にしてくださいと、それで前出した紙は破棄してくださいと言われてました。だから、その20万円という話が、前に集まったとき北川に20万円と聞いたから、その翌日に市役所から電話がありました。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 時系列はわかりました。今、組合にはもう井上さんは全然タッチしてないということなんですけど、あの事務所にはほかの方の、勤務時間なんか見ると、要するに朝やって、昼やって、夕方やってっていう方が3人いらっしゃいますよね、そういう人たちは事務所で待機してるようなんですけど、井上さんは事務所にはじゃあ一切行ってないんですか。

○証人（井上ひさし君） 行ってないと言ったらうそになりますが、数回はちょっと来てくださいとか、月の日報があるから、勤務表と、それをとりに行ったけど長くはいませんでした。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そしたら、お茶代とかという請求もされてないですね。

○証人（井上ひさし君） ないです。

○委員（原田素代君） 一切、じゃあお支払いしてないのか。

○証人（井上ひさし君） ないです。

○委員（原田素代君） わかりました。

もう1つ、いいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 組合に対してほとんどタッチしてないということなんですけど、組合長という立場の人の存在、それから組合費を集めてる人の存在、それもおわかりになりませんか。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） だから、私と山田さん以外は、お金を皆数万円は出したと思います。聞いてます。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） それでは、順番に質問いただいて、終わりたいと思いますので、永徳委員、あちらから。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） いい。

○委員長（下山哲司君） いいですか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 今、事務所代で6万円と言われましたけど、聞きょうたんですけど、この皆さんが集まったときに6万円、皆さんにとって6万円台というお話を北川のほうからしたんですか。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） それは、運転手によっていろいろ違ってました。

1人6万円じゃなしに、あんたは何ぼ、あんたは何ぼ、あんたはと記憶してます。

○委員（保田 守君） もうそれは役所の人じゃなしに、北川のほうから金額を決めて、指定して、あんたが何ぼ、あんたが何ぼというような形で話をしたということですか。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） 間違いありません。

○委員（保田 守君） わかりました。

もう1つだけいいですか。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 区長さんということで、地元のこともいろいろようわかっと思われると思うんですけど、吉井観光と北川議員というのは昔から関係があったんですか、合併後のことなんですか。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） 昔は仲が悪かったんです、非常に。それで、いつだったかなあ、選挙があったころからじゃから12年ほど前かな、そのころから何か仲がよくなったと思います。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 12年というたら、合併の、赤磐市が誕生してからのことになると思うんですけども、私個人的に見たら、役所の仕事でバスを使うときには、無理やりにでも吉井観光が来とったように思うんです。それとか、入札の関係とかというようにいろいろな面があって、彼は利益誘導する形の便宜を図って、その後ろ側では自分の利益を図るということをやってきたんじゃないかと思うんですけども、そういうことは感じられませんでしたか。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） 僕が入社した当時は、実際市の仕事も少なかったと思います。途中から何か市の仕事がふえて、そのころからもう北川議員と、はい。

○委員（保田 守君） まあ、わかりました。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（保田 守君） わかりました。

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、福木委員。

○委員（福木京子君） 1つだけ確認させてください。

一番最初に、市のほうから何か27万円というのをちょっとお聞きしとったと、それで今さっ

き原田委員にあれして、何かまた安本さんから電話があって、計算が違ったから20万円だというふうな、何かそういうなあれがあったような、何かそんなに金額がころころ変わるといのもおかしいなあというふうなことは感じられましたか。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） とりあえず、あの先生に、もう無駄口をたたいたらぱっぱっつと言う人だから、素直に従うしかないと思いました。

○委員長（下山哲司君） 福木委員、よろしいですか。

他にございませんか。

保田委員。

○委員（保田 守君） 今の点で、運転手さんの中で、彼に自分たちの考え方を意見するようなことは一切できなかったということですか。

○委員長（下山哲司君） 井上君。

○証人（井上ひさし君） 反論はできませんでした。

○委員（保田 守君） 今回のほとんどのことは、給料から何から彼が皆指示をして自分で決めとったということに私はとれるんですけども、そういうことでしょうか。

○証人（井上ひさし君） 僕もそう思います。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） なければ、井上さんの尋問を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、以上で井上ひさし君に対する尋問は一応終了しました。

井上ひさし証人には長時間ありがとうございました。御退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔証人 井上ひさし君 退場〕

○委員長（下山哲司君） ここで、45分まで休憩します。済いません、これから休憩します。45分まで休憩とします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○委員長（下山哲司君） 会議を再開します。

次に、松村義和証人の入室を求めます。

〔証人 松村義和君 入場〕

○委員長（下山哲司君） 松村義和証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいま

してありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしく願いいたします。

これより松村義和証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（松村義和君） はい。

○委員長（下山哲司君） 最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにしています。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） それでは、質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず1番目に、吉井観光株式会社（以下吉井観光という）が倒産すると聞いたのはいつですか。

○証人（松村義和君） 5月12、3日ごろだったと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 2番目、吉井観光の倒産によって、仕事を失うという不安はありましたか。

○証人（松村義和君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 3番目、臨時職員として雇用されることになった経緯についてお聞きします。誰から臨時職員の話がありましたか。また、いつその話がありましたか。

○証人（松村義和君） 誰からの臨時職員ということですから、これは教育委員会からだったと思います。5月のいつごろ話がありましたということは、5月20日ごろではないかと思いません。

○副委員長（岡崎達義君） 4番目、臨時職員になるに当たっての承諾書は誰が書きましたか。また、任用通知書は届きましたか。

○証人（松村義和君） 承諾書は、誰が書いたかちょっと今記憶はありません。任用通知書は届いていません。

○副委員長（岡崎達義君） 5番目、臨時職員としての賃金はどのようにして決まりましたか。

○証人（松村義和君） これはわかりません。

○副委員長（岡崎達義君） 6番目、臨時職員としてのあなたの賃金を教えてください。

○証人（松村義和君） 32万円です。

○副委員長（岡崎達義君） 7番目、吉井観光で勤務していたときの給与と同じ金額では臨時職員として勤務できないということを北川議員に言ったことはありますか。

○証人（松村義和君） ないです。

○副委員長（岡崎達義君） 8番目、北川議員から、運転手組合の話は聞いたことがありますか。

○証人（松村義和君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 9番目、実際に、運転手組合はつくられていたのですか。

○証人（松村義和君） つくられていません。

○副委員長（岡崎達義君） 組合会則もありませんね。

○証人（松村義和君） ないです。

○副委員長（岡崎達義君） 組合費もありませんね。

○証人（松村義和君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 組合長もわからない。

○証人（松村義和君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） メンバーもわからない。

○証人（松村義和君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 14番目、今回の問題が起きて以降、北川議員から連絡はありましたか。

○証人（松村義和君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 15番目、北川議員に金銭を渡していましたか。

○証人（松村義和君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。共通質問は以上でございます。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

それでは続きまして、各委員さんから質問をお願いいたします。

原田委員。

○委員（原田素代君） きょうは御無理を申してありがとうございます。御協力感謝いたします。

最初に、賃金について、説明があったことはわからないと。

○証人（松村義和君） ちょっともう一度。

○委員（原田素代君） あっ、ごめんなさい。

○委員長（下山哲司君） 番号を言ってください。

○委員（原田素代君） 質問についてですが、5番目、臨時職員としての賃金はどのようにして決まりましたかということについて、おわかりにならないというお答えだったんですが、結果としては賃金をいただいているわけですから、どの時点で、誰からその賃金の額は聞いてますか。

○証人（松村義和君） それは教育委員会だと、ただこれは賃金がどのようにして決まりましたかということに関しては、誰が決めたのかは私はわかりません。

- 委員（原田素代君） わからない。
- 証人（松村義和君） そうですよ。
- 委員（原田素代君） はい、わかりました。
委員長、いいですか。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） そうすると、5月20日ごろに、教育委員会から採用の依頼があったというお答えでしたよね。だけれども、吉井観光との契約が15日で切れてますから、16日からは乗務をしていただいていますよね。
- 証人（松村義和君） えっ。
- 委員（原田素代君） 16日からも乗務は続けていらっしゃいますよね。
- 証人（松村義和君） そうです。
- 委員（原田素代君） ということは、御自分の身分がどうなるかわからないけれども、とりあえず乗ってくれと頼まれたから乗ったということによろしいんでしょうか。
- 証人（松村義和君） そうですね、16日からスクールバスが運行できなかつたら困るということで、ちょっとやっていただいたらどうですかということです。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 乗ってくださいと言われたのは、教育委員会からということでもいいんですか。
- 証人（松村義和君） そうです。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） そうすると、20日まで四、五日間、自分はどういう契約で、これから賃金が幾らになるのかとか、組合として雇用されるのかとか、市としての雇用になるのかとか、わからないまま四、五日乗っていただいたということによろしいんですか。
- 証人（松村義和君） まあそうですね。15日以降でしょ。
- 委員（原田素代君） 以降の話。
- 証人（松村義和君） 以降でしょ。
- 委員（原田素代君） はい。
- 証人（松村義和君） そりゃあ、もうバスが動かん子供がかわいそうなから、やっぱし一応は運転はしました。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 最初、下のほうに、組合のことについてですが、8番、北川議員から

運転手組合の話は聞いたことがおありになるってということですが、これは聞いたということは、今回の20日ごろに賃金が決まるまでの間に、北川議員のほうから組合として雇用するという話がおありになったんですか。

○証人（松村義和君） 組合としての雇用じゃなくて、助言員というんですかね、昔にそういうバス組合があったんで、そのようなことをしたらどうでしょうかということなんです。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それはどなたからその発言が。

○証人（松村義和君） 発言というのは、そりゃあだから北川さんからそういうようなことも、ねっ、できたらいいのになという話でしたよ、はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 20日ぐらいに最終的に32万円という賃金が……。

○証人（松村義和君） この20日というのが、僕もよう記憶にねえんだけど、ごろじゃなかったかなと僕は思うとんですがね。

○委員（原田素代君） えっ、要するに、15日すぐにはなかったということでもいいんですよね。

○証人（松村義和君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、それまでの間は、松村さんはほかのドライバーさんと、賃金のことですか、給料は幾らになったとか、どういう乗務を誰がするかとかそういう段取りっていうのは誰がしてたんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 松村君。

○証人（松村義和君） そういう賃金を決める前ですか。

○委員（原田素代君） はい。

○証人（松村義和君） 誰も恐らくしてません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、5人のドライバーがどなたかっていうのは、吉井観光の人がそのままですから承知されてますよね。

○証人（松村義和君） 承知してます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、その5人の方たちがどういう乗務になって、どういう給料でもらうっていうのは、20日過ぎぐらいまではわからないまま、みんなそれぞれが個別に乗務してたというふうに理解したらいいんですか。

○委員長（下山哲司君） 松村君。

○証人（松村義和君） それはわからんですけどね、やっぱし今までしょうたやつを引き続いでしたということでしょ、ええ。

○委員（原田素代君） もう1つだけ。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 組合費というのがあるかないかということについてはどういうふうに、組合費はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○証人（松村義和君） 組合費はないです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 北川議員の事務所が事務所になっていたと聞きましたが、そこの維持費、お茶代、お菓子代というのは、皆さんで負担されてたんじゃないですか。

○証人（松村義和君） それは個人個人で買ってきて、飲む人は飲む、飲まない人は飲まないということですね。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、皆さんでお金を出し合って、お茶代、それから事務所の賃借料などを集めたということは記憶にないですか。

○委員長（下山哲司君） 松村君。

○証人（松村義和君） 集めたというて、どういう意味かちょっとよくわからんですけどね。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いただいたお給料の中から、事務所代、あとお茶代、あと組合費、いろいろな名称でそれぞれの方が御発言してるんですが、松村さんの場合、御自分がいただいた給料から、事務所の維持やお茶代や、もしくは組合費というものは一切出した記憶はないですか。

○委員長（下山哲司君） 松村君。

○証人（松村義和君） ですから、家賃としてのお金は渡しましたよ。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それは、事務所の家賃と理解していいですね。

- 証人（松村義和君） そりゃそうです。
- 委員（原田素代君） で、それは誰に、幾ら払ったんですか。
- 証人（松村義和君） いや、金額はちょっと言えないですけど、家主である北川さんです。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） それは、松村さんだけが払ったんですか、それともほかのドライバーさんも払ったんですか。
- 委員長（下山哲司君） 松村君。
- 証人（松村義和君） それは払っている人となない人がいるでしょう。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 松村さん、よろしければ、松村さん以外どなたが払ってたのか教えていただけませんか。
- 証人（松村義和君） それはちょっといいですかね。
- 僕が何を言う、まあしゃべってもええんじゃけど、ほんまのことは。今、まあ多分まだ捜査中じゃと思うんですよ、多分。僕も五、六回ほど調書をとられてますから、はい。これ言ってもいいもんか、そういうところがもう僕はようわからんですよ、はい。
- 委員（原田素代君） わかります、それなら結構です。はい、とりあえず。
- 委員長（下山哲司君） 次の方はおられますか。
- 委員（行本恭庸君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 委員（行本恭庸君） 吉井観光さんでお仕事をされとったときの給料と、それから5月20日ごろですか、あの32万円ということをお聞きしたということですけど、どちらが高かったんでしょうか。
- 証人（松村義和君） 臨時職員になってからと、吉井観光でもらったときのことですか。
- 委員（行本恭庸君） はい、そうです。
- 証人（松村義和君） そりゃあ、臨時職員になったときのほうが高いです。
- 委員（行本恭庸君） 高いですか。
- 証人（松村義和君） はい。
- 委員（行本恭庸君） ありがとうございます。それから、15番なんですけど、金銭を渡しましたかということで、はいというお返事をいただいとんですが、どういう名目で、幾らのお金を渡しておられたんでしょうか。
- 証人（松村義和君） 家賃代として支払ったということです。
- 委員（行本恭庸君） 金額のほうは言えないということですか。

○証人（松村義和君） だから、それはちょっと回答ができんと、そういう捜査の関係があつてと僕は思うんだけど、はい。それはもうわかりません。

○委員（行本恭庸君） ありがとうございます。

○委員（原田素代君） もう1つ、いいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） この3月で契約が解除されてますよね、赤磐市との。

○証人（松村義和君） はい。

○委員（原田素代君） 組合の事務所代はいつまでお払いになりました。3月まででしたか。

○証人（松村義和君） 3月いっぱい終わつとるから、4月には払つとりますね、4月。3月いっばいで……。

○委員（原田素代君） うん、契約は終わった。

○証人（松村義和君） 終わつとるからということで、その3月までは払ってます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 事務所費は3月で最終だったんですね。

○証人（松村義和君） そうです。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうから1点お尋ねをさせていただきたいんですが、実は10月28日、去年なんですけど、赤磐市議会で、議長と副議長が、北川議員から今回の一連のことについて事情をお伺いさせていただいてるんです。それで、11月11日に、議長のほうから我々議会のほうに、こういう内容でしたよという報告書をいただいているんですが、それを見させていただきましたら、多分組合長さんのお名前がいろいろ出てこられて、組合長がこうしてくれというからわしはやったんじゃないと言わんばかりの内容が至るところにちりばめられているんですが、今お話を聞きましたら、組合というのものないし、そういう主導的な役割も果たしてないし、ということなんですけども、このお話を聞かれましたらどう思われますか。

○委員長（下山哲司君） 松村君。

○証人（松村義和君） それはちょっと感情的にやっぱりなるわな、そりゃあ。腹立たしいというか、思いますよ。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ああ、腹立たしいですよ。どうしてそんなふうに言われるかっていうようなことというのも、余りこうどうしてそんなふうに分が北川議員に利用されるのか

というところについても、どのように思われますか。何か覚えみたいなのがありますか。

○委員長（下山哲司君） 松村君。

○証人（松村義和君） 私はそんなような人間じゃないと思って今までつき合ってきましたけど、こういう問題があつてからは、なかなかいろいろと考えとんじやなど、私は思いましたよ。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 率直にお尋ねさせてください。迷惑かけられたなあというふうにお感じになられてますか。

○証人（松村義和君） だと思います、はい。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。

○委員（原田素代君） もう1つ。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 実は、教育委員会の安本課長さんのほうから、藤井次長もそうなんですけども、ドライバーさんから予備要員が、ドライバーの予備の要員、予備のドライバーさんが欲しいということ言われたというふうに供述されてるんです、藤井さんや安本さんが。誰かはわからないんですが、松村さんは藤井さんか安本さんにドライバーの予備要員がいたほうが安心だなということは御発言になった記憶はありませんか。

○証人（松村義和君） ないです。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） ちょっと変わった角度から聞きたいんですけど、松村さんの思ったことでいいんですけども、吉井観光と北川議員さんはどういう関係だったのかなど、潰れる前に、例えば役員のなもんであったとか、それに類似したような会社にアドバイスをするような人間だったとか、何かそういう関係というのが。

○証人（松村義和君） それは、私はわかりません。

○委員（保田 守君） ああ、そうですか。

○証人（松村義和君） はい。

いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい。

○証人（松村義和君） 私は吉井観光へ勤務しとったのは、人数がおらんからということで、社長のほうから言うてきたんですよ。もう1年はほかの人に頼んでお願いして、まだ運転手が足らんということで、社長がどうしても来てくれということで行ったわけなんですよ。だか

ら、もう北川さんがどういう関係であったかそういうことは全然知りません。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（保田 守君） お願いします。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 松村さんに、今回の一連の事件で、いろいろ証言に立つとられると思うんですけども、北川議員のほうから、こういうふうなことを聞かれるからこういうふうにご答えてくれとかみたいなの、そういうふうな聴取される前に働きかけみたいなのはないものでしたか。

○証人（松村義和君） いえ、そういうことはあったかもしれませんが、私はそういうことはできんと、うそはよう言わんとというて断りはしましたよ。

○委員（保田 守君） あったんですね。

○証人（松村義和君） はい。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（保田 守君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 質問の14、15、今回の問題が起きて以降、北川議員から連絡がありましたかということで、はい。だけなんですけど、どういうふうな内容でいろいろ連絡があったのでしょうか。

○証人（松村義和君） 問題についての話とかそんなじゃなしに、僕も区民ですから、いろいろそれは草刈りとかいろんな行事がありますから、そういう連絡とかはありますよ。

○委員（福木京子君） よろしいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） そういう日常的にされてるんですけど、この問題に関してのそういう連絡というのは。

○証人（松村義和君） というのはないです。

○委員（福木京子君） ないんですか。

○証人（松村義和君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もう1点、ちょっと教えてください。

事務所代の金額なんですけど、ちょっとなかなか言いづらいんだということだったんですけども、後で秘密会といいますか、秘密の守秘義務をかけたような状態でお話いただくようなこともできるんですけど、そちらのほうで外に出ないといいますか、委員会としては幾らぐらいお渡

ししてたのかなというところが非常に気になるところでして、もし、かないますならばそういうところでお話いただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○証人（松村義和君） ああ、いいですよ。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、済いません、後ほどまたよろしく願いいたします。

あともう1件なんですが、14番、今ほかの方からもお尋ねをしたんですが、北川議員のほうから、こんなふうに言うてくれえとか、ああ、こんなことを言うてもろうたら困るでとかというような話はなかったか。

○証人（松村義和君） はい。

○委員（佐々木雄司君） ありませんでしたか。

○証人（松村義和君） はい。

○委員（佐々木雄司君） ああ、そうですか。済いません、ありがとうございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 済いません、何度も、松村さん、もう一度確認ですけど、先ほどこちらの同僚の委員さんのほうから、北川議員から接触によってこういうふうな証言、今委員がおっしゃったようにこういう証言をしてほしいとか、こういう証言をしてほしくないというふうに言われたけれども、僕はうその証言はできないと断ったとお答えになりましたよね。ということは、やっぱり北川議員から、こうやってほしいとかそういう依頼があったと理解していいんですね。

○証人（松村義和君） そうですね、はい。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 改めてどんな話がありましたか、具体的に。

○証人（松村義和君） どんな話があったかなあというたら、ちょっと今。

○委員（佐々木雄司君） お金のことか。

○証人（松村義和君） お金のことは別に。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 済いません、例えばお金のこととか、経緯ですよ、話の成り行きであるとか、何か思い出すようなところはないですか、具体的に、なければいいんですけど。

○証人（松村義和君） お金のことは、特にそういう話はなかったですね。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい、結構です。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

保田委員。

○委員（保田 守君） たびたび済いません。さっきの話なんですけど、組合のことで聞かれたら、松村さんのほうから言い出したみたいな話にしてくれということにはなかったですか。

○証人（松村義和君） いや、それはないです。

○委員（保田 守君） それはなかったですか。

○証人（松村義和君） 当然、もう組合というのは、僕らはねえと思うとるから。

○委員（保田 守君） 全く知らん。

○証人（松村義和君） もうないということですから。

○委員（保田 守君） わかりました。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 済いません、家賃代は払ったということなんですが、議員が掌握してるところで家賃代として払うというのもちょっとおかしいと思うんですけど、運転手さんが何人かいらっしゃって集まったときに、そういう家賃代をどのくらい払ってるとか、何かそんな話し合いみたいなのはないですか。

○証人（松村義和君） それはしてません。ないです。

○委員（福木京子君） これまで。

○証人（松村義和君） はい。

○委員（福木京子君） そういう全然情報が、それはないんですか。

○証人（松村義和君） だから、払っている人と払っていない人がおるから、個人的にまあいいかなと思うて払った人は払っとなでしよう、そりゃあ、うん、全員が全員払ってませんからね。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） こんなお話もありまして、ちょっと日時がわからないんですけど、6月なんだと思います、6月でよかったかなあ、だったと思います。6人が北川議員の事務所に呼ばれまして、6人が集まりまして、そのところで北川議員から、あんた、何ぼなど、あんた、何ぼなど、あんた、何ぼなどということで、それぞれに何かこう金額を幾ら幾ら入れてくれというような話があったようなこともお話が別のところからあるんですが、その御記憶はありますか。

○証人（松村義和君） うん、あります。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 結構な金額を皆さん言われてましたか、印象としてはどうですか。

○証人（松村義和君） そこはちょっとわからんですね、僕は多いと思いますけどね。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、もう金額がばらばらなんですか、皆さん。

○証人（松村義和君） と思いますけど、はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そちらの場所にいらっしゃって、見聞きしていらっしゃる記憶の中でいいんですが、皆さんばらばらのような感じでしたか。

○証人（松村義和君） ばらばらとはどういう。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 言われる北川議員から、あんた、何ぼな、あんた、何ぼなっていうのは、一律何万円とかではなくて、あんた、何ぼな、何ぼなみたいな感じのお話でしたか。

○証人（松村義和君） そうですね。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それは何でそんな金額が違ったんでしょうか。

○証人（松村義和君） それはわかりません、私は。

○委員（佐々木雄司君） はい、ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） なければ、松村義和君の質問、尋問を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、以上で松村義和君に対する尋問は一応終了しました。
松村義和証人に……。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時12分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、再開します。

お諮りいたします。

本件につきまして、秘密会により調査をしたいと思っております。秘密会の開会については討論を行うことが認められておりませんので、直ちに採決いたします。

秘密会を開くことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（下山哲司君） 起立全員です。

ただいまから、本委員会を秘密会といたします。

報道の方は退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時16分 再開

[午前11時16分から午前11時22分まで秘密会]

○委員長（下山哲司君） それでは、再開します。

以上で松村義和君に対する尋問は一応終了しました。

松村義和証人には長時間ありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。本日はありがとうございました。

○証人（松村義和君） ありがとうございます。先生方、いいことはいい、悪いことは悪いでやってくださいよ。

○委員長（下山哲司君） はい、ありがとうございました。

○証人（松村義和君） お願いします。済いません。それじゃあ失礼します。

[証人 松村義和君 退場]

○委員長（下山哲司君） それでは、休憩します。半まで、30分まで暫時休憩とします。

午前11時22分 休憩

午前11時26分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、再開いたします。

坂本一彦証人より、送りました質問の内容についてお答えをいただいておりますので、ここで副委員長より朗読をさせていただきます。

副委員長。

○副委員長（岡崎達義君） それでは、尋問事項について回答が来ておりますので、読み上げさせていただきます。

1 番目の吉井観光株式会社が倒産すると聞いたのはいつですかという質問には、平成30年5月10日ごろというお答えです。

2 番目の吉井観光の倒産によって仕事を失うという不安はありましたかという質問には、ありましたという回答が寄せられております。

3 番目、臨時職員として雇用されることになった経緯についてお聞きしますということで、誰から臨時職員の話がありましたかということでは、教育委員会からという答えです。いつ話がありましたかという質問には、平成30年5月20日ごろというお答えです。

4 番目、臨時職員になるに当たっての承諾書は誰が書きましたか、また任用通知書は届きましたかということには、記憶にありませんということです。

5 番目、臨時職員としての賃金はどのように決まりましたかということについては、わかり

ませんという回答です。

6 番目、臨時職員としてのあなたの賃金を教えてくださいということには、28万円ですというお答えです。

7 番目、吉井観光で勤務していたときの給与と同じ金額では臨時職員として勤務できないということを北川議員に言ったことはありますかには、いいえというお答えです。

それから、8 番目、北川議員から運転手組合の話は聞いたことがありますかには、はいというお答えです。

9 番目、実際に運転手組合はつくられていたのですかには、いいえです。

10、11、12、13は、全て会則はない。それから、払いましたかはいいいえ、組合長はなし、組合員のメンバーは誰ですか、もうこれもわかりません。

14番目に、今回の問題が起きて以降、北川議員から連絡はありましたかという質問には、はい。

15番目、北川議員に金銭を渡していましたかには、はいというお答えです。

以上です。

○委員長（下山哲司君） ただいま坂本一彦君より本日これないということで回答がございまして、お聞きしたところ、尋問事項について文章でお答えさせていただきたいということで、署名、捺印をいただきましていただきましたので、今御報告させていただきました。

以上で本日午前中の3人の尋問は終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

午前11時29分 休憩

午後1時0分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開いたします。

それでは、証人の入室を求めます。

〔証人 山田良雄君 入場〕

〔証人 藤本 元君 入場〕

〔証人 川原裕子君 入場〕

○委員長（下山哲司君） それでは、証人各位におかれましては、お忙しいところを御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしく願いたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻

族もしくは証人とこれらの親族関係にあったもの、証人の後見人または証人の後見を受けるものの刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護人、公証人、宗教もしくは祭祀の職にあるもの、もしくはこれらの職にあったものが、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出をお願いいたします。それ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をされなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあったもの、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人宣誓を求めます。

全員起立をお願いいたします。メディアの方もお願いいたします。

まず、山田良雄君、宣誓書の朗読をお願いします。

○証人（山田良雄君） 私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年4月8日。山田良雄です。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

次に、藤本元君、宣誓を朗読をお願いいたします。

○証人（藤本 元君） 私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年4月8日。藤本元。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

川原裕子君、宣誓の朗読をお願いいたします。

○証人（川原裕子君） 私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年4月8日。川原裕子。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。御着席ください。

それでは、証人はそれぞれ宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

よろしいですか。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

本日は、公金支出及び公文書改ざん等に関する重要な問題について証人より証言を求めるところでありますから、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望します。

それでは、山田良雄君から証言を求めたいと思いますので、山田良雄君以外の2名は一度御退席ください。

〔証人 藤本 元君 退場〕

〔証人 川原裕子君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 改めまして、山田良雄証人におかれましては、お忙しいところを御出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより山田良雄証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（山田良雄君） 今書いた、はい、大丈夫です。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） それでは、尋問させていただきます。

1番、吉井観光株式会社（以下吉井観光という）が倒産すると聞いたのはいつですか。

○委員長（下山哲司君） 山田君。

○証人（山田良雄君） 何年かな、18年になるのかなあ。

○副委員長（岡崎達義君） 倒産すると聞いた日にちなんですが。

○委員長（下山哲司君） 30年。

○証人（山田良雄君） 倒産するというのは聞いておりません。

○副委員長（岡崎達義君） 聞いてないか。

○証人（山田良雄君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

○副委員長（岡崎達義君） 2番目、吉井観光の倒産によって仕事を失うという不安はありましたか。

○証人（山田良雄君） そりゃあ、もちろんあります。

○副委員長（岡崎達義君） 3番目、臨時職員として雇用されることになった経緯についてお聞きします。誰から臨時職員の話がありましたか。そして、それはいつありましたか。

○証人（山田良雄君） 何月じゃったかな、5月13日じゃったと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 誰からお聞きしましたか。

○証人（山田良雄君） それは、山陽小学校のスクールバス専属で乗ったから、山陽小学校へ着いたときに、あれは何という人かな、教育課長っていわれ、何か安本さん……。

○副委員長（岡崎達義君） ああ、安本さんですね。

○証人（山田良雄君） その人が15日で吉井観光と手を切るから、後、城南小学校の山方線をやってくれえというて言われました。

○副委員長（岡崎達義君） 4番目、臨時職員になるに当たっての承諾書は誰が書きましたか。また、任用通知書は届きましたか。

○証人（山田良雄君） 多分、来てないと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 届いてない。承諾書は誰が書いたかわかりますか。

○証人（山田良雄君） わかりません。名前と判こは押したような覚えがあります。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

臨時職員としての賃金はどのようにして決まりましたか。

○証人（山田良雄君） その13日に安本さんという人が、幾らで城南小学校のスクールを願いますということで。

○副委員長（岡崎達義君） 6番目、臨時職員としてあなたの賃金を教えてください。

○証人（山田良雄君） 20万円です。それから、何か税金を3,000円何ぼ引かれたと思います。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

7番目、吉井観光で勤務していたときの給与と同じ金額では臨時職員として勤務できないということを北川議員に言ったことはありますか。

○証人（山田良雄君） 全然ありません。

○副委員長（岡崎達義君） 8番目、北川議員から運転手組合の話は聞いたことがありますか。

○証人（山田良雄君） 聞いておりません。

○副委員長（岡崎達義君） 運転手組合がつくられていたことも御存じないですね。

○証人（山田良雄君） 知りません。

○副委員長（岡崎達義君） 会則も御存じない。

○証人（山田良雄君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 組合費もちろん、組合長も、組合メンバーも御存じないというふうな。

○証人（山田良雄君） ないです。

○副委員長（岡崎達義君） 14番目、今回の問題が起きて以降、北川議員から連絡はありまし

たか。

○証人（山田良雄君） ありません。

○副委員長（岡崎達義君） 15番目、北川議員に金銭を渡していましたか。

○証人（山田良雄君） 渡しておりません。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（下山哲司君） それでは、委員さんからの質問をお願いしたいと思います。

原田委員。

○委員（原田素代君） きょうはお世話になります。

今、質問の中の3番で、雇用されることになった経緯の中で、安本課長のほうから城南小ルートを16日から乗ってほしいと、依頼を受けたって、それでよろしいんですね。

○証人（山田良雄君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 賃金のことをお尋ねしたいんですが、5番、臨時職員としての賃金の決まった経緯ですが、今のお答えですと、この頼まれた安本さんの口から月20万円をお願いしたいということを依頼されたということによろしいんですか。

○証人（山田良雄君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田君。

○委員（原田素代君） 先ほど、別の方から、6月の初旬に、元北川議員の事務所、今オクデヤ運送の事務所ですかね、あの事務所で6人のドライバーや事務員が集められたと聞いてるんですが、その中には山田さんは参加されてませんか。

○証人（山田良雄君） あそこは汚かったから、掃除するときにみんなで掃除しようということで集まるのは集まりました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それで、何かそのときに、北川議員の口から、5人のドライバーと1人の事務員さんの賃金、給料の金額が話されたということなんですが、そのときに山田さんは北川議員さんから20万円で頼むよって言われた記憶はありますか。

○証人（山田良雄君） 初めに20万円のを聞いてったから、それまた北川さんが山田さんは20万円じゃから、やっぱし一緒じゃなと思うたぐらいのことです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その際に、皆さんがお掃除された事務所についてなんですが、その事務所代とか、もしくはそこで皆さん御利用になるときのお茶やお菓子代、もしくは組合費などということについて、それぞれ幾ら幾ら集めるようにという話は聞いてませんか。

○証人（山田良雄君） えっ、僕に言われたけど、僕は払いませんというて、ほかの人のことは知りません。

○委員（原田素代君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 他の方はおられませんか。

行本委員。

○委員（行本恭庸君） よろしくお願ひします。

20万円ということで、吉井観光のときにもらった額と、それから今回の20万円という、どちらのほうが多いんでしょうか。

○証人（山田良雄君） えっ、そりゃあ、もちろん多いです。

○委員（行本恭庸君） えっ、20万円のほうが多いんですか。

○証人（山田良雄君） 吉井観光の給料と比較せえということじゃな、うん、それ多かったです。

○委員長（下山哲司君） どちらが多かったでしょうか。

○委員（行本恭庸君） 20万円のほうが多いということですか。

○証人（山田良雄君） じゃあから、臨時職員のほうが。

○委員（行本恭庸君） 多いということやね。

○証人（山田良雄君） そう言われたから、もうこりゃええわと思うて、多いのだから。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） はい。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） ほかの臨時職員の方が、事務費と称して、北川議員のほうに金銭をお渡ししている方が一部いらっしゃるんですけど、北川議員の事務所を事務所として認識されたことはありますか。

○証人（山田良雄君） 認識、北川議員の事務所ということ。いや、それはないね。何かあそこの自動車屋の跡の事務所を借って、それからそのときに払うたんでしょ、お金を。それ言われたときに、僕はもうよう払わんというて言うたぐらいのことです。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、そこを事務所という認識があったのかないのか。それと、5月16日以降は、臨時職員として雇われておられるんですが、その北川議員の事務所に出社したことは、それ以降、31年3月まであるかないか教えてください。

○証人（山田良雄君） 仕事済んで、大体スクールが8時ごろに済むから、それで初めのうちは行かなんだんじゃけど、何日後か知らんが、そこへ朝1時間ほど、30分、1時間ぐらいはあった、そりゃあ毎日じゃないんですけど。じゃけえ、行ったことはあります。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） その事務所は、ふだんもう鍵があいて、自由に出社というか出入りできる状態にあったんですか。

○証人（山田良雄君） いや、玄関はあいてなかったけど、裏口から、あいてるように鍵がかかってなかったから。それで、寒いときじゃったから、もう早うスクール済んだ人が帰って、それからストーブに火をつけてぬくめた覚えもあります。

○委員（永徳省二君） よろしいですか。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、裏口からかなり自由にはもう、山田さんを含めてほかの臨時従業員の方も自由に出入りはできてたというふうに考えていいですか。

○証人（山田良雄君） はい、そう。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、そこの事務所というのは、あくまで北川議員の事務所ではなくて、吉井観光のドライバーさんが利用するための事務所だということになってたと理解していいんですか。

○証人（山田良雄君） 今。

○委員長（下山哲司君） 吉井観光言うたね。

○証人（山田良雄君） 吉井観光の事務所言われたか。

○委員（原田素代君） うん。ではないですか。

○証人（山田良雄君） いや、それはもう違いますよ。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、先ほど言われたのは、自動車屋があった跡の事務所言われたんで、吉井観光は関係ない。

○委員（原田素代君） 濟いません、委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、もともとはそこは吉井観光の方は利用してなくて、北川議員の事務所だったところを使わせてもらってたというふうに考えてらっしゃるんですね。

○証人（山田良雄君） いや、ちょっと今、何かおかしいんじゃないかなあ、吉井観光の事務所というて。

○委員（原田素代君） ですから、ごめんなさい。委員長、濟いません。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、吉井観光は5月過ぎて出てきませんのんで。

○委員（原田素代君） じゃあない、わかってます。吉井観光じゃあなくて、要するにドライバーさんがその事務所を使うっていうことは、北川さんの事務所だという認識はおありになってたんですか。

○証人（山田良雄君） 北川の、まあ土地の中じゃから一応北川さんのと、でも事務所じゃあないです。運転手みんなの、組合そんなんがあるのも知らんから、じゃからこれ北川の名前を出すんじゃったら何か変なんじゃないんかなあ。僕も臨時職員の集まる場所というんか、そういうふうに認識しとったと思うんです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうしましたら、そこで皆さんがお茶を飲んだり暖をとったりというその雑費、経費は皆さんで出し合って運用されてたと理解していいんですか。

○証人（山田良雄君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、その金額は一人頭お幾らぐらい出されてたんですか。

○証人（山田良雄君） のうなったときに、一番初めにはもう寒い時期じゃったから、油がもうないんじゃというて油代をな、ついでにもう1,000円集めようやというて集めて、それからお茶を買うたり油を買うたりと。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そういうのはお世話をしてくださったのは、事務員さんがお世話をされてたようですか。

○証人（山田良雄君） 一応、事務員さんです、川原。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 濟いません、中には事務所代としてお金を支払ってらっしゃる方もいると聞いているんですが、それとは別になくなったときに随時1,000円とか何千円を集めて、川原さんがまとめて買い出しをされて事務所の経費を賄ってたというふうに考えてよろしいんですか。

○証人（山田良雄君） あっ、それでいいです。

○委員（原田素代君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） きょうはお越しいただいてありがとうございます。僕のほうから1点だけお尋ねをしたいんですけど、事務所に集まろうやっというか、みんなそこでお茶を飲んだりしようかという話は誰から聞かれたのか。

○証人（山田良雄君） 多分、誰だ、誰かな、坂本か。

○委員（佐々木雄司君） 坂本さんからか。

○証人（山田良雄君） あれと同じように城南小学校を。

○委員（佐々木雄司君） ああ、動きようだから。

○証人（山田良雄君） うん。それで、来んか、来いよ言われて、それから行ったと思います。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 朝の車に乗るときのスケジュールっていうか、どういう段取りで車を動かすんでしょうか。朝、起きられますよね、起きて支度されますね。そっからまず直接学校に行くんですか、それとも事務所……。

○証人（山田良雄君） 直接。

○委員（佐々木雄司君） 直接学校に行かれる。あつ、そこら辺の思い出す限りでいいんですけど、ちょっと順番を改めて教えていただけますか。

○証人（山田良雄君） 何かちょっとよう意味がわからんのじゃけど、どういうふうに言ったらええんかな。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いや、ちょっと誘導になるかもしれないんで、違うところがあったら違う、違いますよということで教えてもらいたい。まず、朝、起きますね、服を着がえまず、お仕事があるときですよ、学校に行きます、学校までは車で行かれるんですね。

○証人（山田良雄君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 自分の車を置いて、車をスクールバスに乗りかえてお仕事をされます。また、その車は学校に戻ります。車に乗りかえて、自分の車に乗りかえて自宅に帰る。帰る前に事務所に立ち寄って、みんなでお茶を飲んで休憩して帰る、こういうことでしょうか。

○証人（山田良雄君） みんなというて、来ん人も、全員集まることはなかったです。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、ときに立ち寄って帰るというような感じですか。

○証人（山田良雄君） そうですね。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 毎回毎回、毎日毎日、じゃあ車に乗って、車に乗りかえて自宅に帰

る前に、事務所に毎回毎回寄って帰るってということじゃなくて、ちょっとお茶飲んで帰ろうかとかそういうような感じでお使いいただいてたということでもいいですか。

○証人（山田良雄君） そう思うてもろうて結構です。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） もう1つ、6番の質問の中で、臨時職員としてのあなたの賃金を教えてくださいというところで、副委員長のほうから質問があったときに20万円と言われて、それから3,000円ほど税金とかなんとかそういう名目で引かれとったというふうにお聞きしたんですが、その税金は誰に払うようになったんですか。

○証人（山田良雄君） いや、払うとりません。もう振り込みがもう天引きで引かれとったから。

○委員（行本恭庸君） ああ、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 濟いません、先ほど、従来よりも今回の臨時職員の賃金のほうが高かったというお話ですが、従来 of 金額、従来 of 手取りはお幾らだったんでしょう。

○証人（山田良雄君） それはもう決まっとりません。

○委員（原田素代君） あっ、乗務が毎日変わるんですか。

○証人（山田良雄君） 1日何ぼだから、月給ではなかったから。

○委員（原田素代君） あっ、月給ではなかった。

○証人（山田良雄君） 僕の場合は。

○委員（原田素代君） あっ、なるほど。

○証人（山田良雄君） 一応退職して、後、臨時じゃねえわ……。

○委員長（下山哲司君） 臨時職員。

○証人（山田良雄君） まあほとんど毎日行きようたけど、言うたらもう忙しいときに行くような感じ。じゃけども、ほとんど毎日山陽小学校専属で行きようたから。

○委員（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） フルタイムでお仕事されてても、20万円よりは低かったわけですよね。

○証人（山田良雄君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もしおわかりになれば、時給はお幾らだったかわかりますか。

○証人（山田良雄君） 僕のか。

○委員（原田素代君） はい。

○証人（山田良雄君） ああ、吉井観光へ行きようるときか。

○委員（原田素代君） はい。

○証人（山田良雄君） 8,000円です。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。8,000円、時給か、日給か。

○委員（行本恭庸君） 日給じゃろう。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） 時給か日給かどちらでしょう、日給で8,000円か。

○証人（山田良雄君） 丹念に言うたと思うけど、僕はもう日給じゃというて。

○委員（原田素代君） 日給ですね。

○証人（山田良雄君） うん。

○委員（原田素代君） 日給が8,000円っていうことですね。はい、失礼いたしました。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） さっきちらっと出たんですけど、何人か、6人ですかの方が、北川議員に呼ばれて、北川議員の事務所で、おめえ何ぼな、おめえ何ぼなと、お金のお話をされたらしいんですけども、その場にいらっしゃって、そういう光景をごらんになられてどんなふうに思いましたか。

○証人（山田良雄君） もうそのときに、全員に言うたと思う。それで、そのときに僕はもうよう払わんからというて。それで、払わんのんならもうしょうがねえわ、よろしいわというて言うたと。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ほかに払わん、わしもようせんわ言われた方はいらっしゃいますか。お名前はいいんで、いたかいなかつただけ。

○証人（山田良雄君） 後からの話じゃあ、井上も何か払わなんだ、払わん言うたと。

○委員（佐々木雄司君） 断ったのか。

○証人（山田良雄君） ですね。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 何で払いとうなかつたですか。

○証人（山田良雄君） 何で、こりゃもうはっきりして、もう必要ねえと思ったから。もうあれ言われたときに、もう事務所やこうは赤磐市のほうに要らんからというてちよろっと聞いた

から、じゃけそんなもん払う必要ねえと思うて。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 払う必要ないというのは、何で払わにゃあいけんのんなあつていう感じですか。

○証人（山田良雄君） まあ言うたら、そういうとこじゃな、ずうっと。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そりゃあ、そうじゃあ思います。お気持ちよくわかりますよ。そのときに、具体的に何ぼ払えみたいなお話はあったんですか。

○証人（山田良雄君） いや、僕はもう初め2万円ということを言われました。

○委員長（下山哲司君） ああ、2万円払えと、で、それをお断りされた。

○証人（山田良雄君） これはもうとんでもない、もうこんなもん払えん。

○委員（佐々木雄司君） よう断りました。

○証人（山田良雄君） 断るいうてから、当然、当たり前じゃあ。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 他にないようですので、よろしいか。

保田委員。

○委員（保田 守君） 当然、今の話ですけど、払うもんじゃないと。結局、その事務所がなくても運営するんだったら問題ないと思われたんですか。

○証人（山田良雄君） そうです。もう初め学校をするときに、日報というものがありますわね、それはもう自分で管理して、こっちへ、赤磐市へ来るか吉井の支所が、その教育委員会へ持っていきゃあええと聞いたと思います。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） それだったら、皆さん同じような払う必要がないもの、個人個人の判断で、皆さん払われる人と払われなかった人がおるんだけど、だけどこれは払う必要がないものを北川議員が強要しとんだというふうに思われましたか。

○証人（山田良雄君） いや、まあ払うた人のあれじゃから、もう北川にはどうしても払わにゃあいけんよって思うた人はおらのんじゃないんかな。言われたから払う。

○委員（保田 守君） 根拠的にはないもんだと、きちんとしてれば払う必要はないもんだと、根拠的には。

○証人（山田良雄君） 僕はそう思うたから。

○委員（保田 守君） かなりこれはこれは、あんた何ぼ払うてくれとかというのは命令調で言われたんですか。

命令調で、皆さんに、おまえ何ぼだ、おまえ何ぼだというようなことを北川さんが決めて言

われたんですか。

○証人（山田良雄君） うん、そう。

○委員（保田 守君） そうですか。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（保田 守君） わかりました。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） そのこの点の確認なんですが、おたくのほう、先ほど申されたのは、事務所のほうは赤磐市のほうで面倒見るという考え方であったということですね。

○証人（山田良雄君） はい。

○委員（行本恭庸君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） それでは、以上で山田良雄君に対する尋問は一応終了しました。

山田良雄証人には長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構でございます。ありがとうございます。

○証人（山田良雄君） お世話になりました。失礼します。

○委員長（下山哲司君） 遠いところをありがとうございました。

〔証人 山田良雄君 退場〕

○委員長（下山哲司君） それでは、次に藤本元証人の入室を求めます。

〔証人 藤本 元君 入場〕

○委員長（下山哲司君） それでは、藤本証人おかれましては、お忙しいところを御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより藤本元証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（藤本 元君） はい。

○委員長（下山哲司君） 最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） よろしくお願いいたします。

まず、1番、吉井観光株式会社（以下吉井観光という）が倒産すると聞いたのはいつですか。

○証人（藤本 元君） 日にちまでも、月も覚えてねえけど、あれは教育委員会の安本さんから、何かそういう来られて話をしたときが初めてやったかと思います。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

2番目、吉井観光の倒産によって仕事を失うという不安はありましたか。

○証人（藤本 元君） いいえ。

○副委員長（岡崎達義君） 3番目、臨時職員として雇用されることになった経緯についてお聞きします。誰から臨時職員の話がありましたか。また、いつその話がありましたか。

○証人（藤本 元君） 最初は、教育委員会の安本さんから、組合というような話であったんですけど、組合ができんということで、臨時職員に採用するということで話がありました。そのときに、その話をする時分に倒産するということはわかったです。

○副委員長（岡崎達義君） いつというのは、はっきりとはわかりませんか。

○証人（藤本 元君） わかりません。忘れました。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

4番目、臨時職員になるに当たっての承諾書は誰が書きましたか。また、任用通知書は届きましたか。

○証人（藤本 元君） 書いたのは覚えてないけど、判こを押したことはあるような気がします。

○副委員長（岡崎達義君） 任用通知書は来ましたか。

○証人（藤本 元君） 通知書は来たような気もしますが、ただよう覚えとらんです。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

5番目、臨時職員としての賃金はどのようにして決まりましたか。

○証人（藤本 元君） いや、そりゃあ教育委員会が決めてきたんじゃないかと思います。もろうてからわかったぐらいなもので、それ給料は初めから話を聞いとらんが。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

6番目、臨時職員としてのあなたの賃金を教えてください。

○証人（藤本 元君） 18万円だったと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 7番目、吉井観光で勤務していたときの給与と同じ金額では臨時職員として勤務できないということを北川議員に言ったことはありますか。

○証人（藤本 元君） ありません。

○副委員長（岡崎達義君） 8番目、北川議員から、運転手組合の話は聞いたことがありますか。

○証人（藤本 元君） いや、北川議員からは聞いたことはありません、安本さんからは聞いたことがありますけど。

○副委員長（岡崎達義君） 9番目、実際に、運転手組合はつくられていたのですか。

○証人（藤本 元君） いや、つくられてなかったでしょう、あれは、臨時職員として行きよたんじゃから、組合というものはなかったと思います。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。会則も、組合費も、組合長も、メンバーもわかりませんね。

○証人（藤本 元君） わかりません。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

14番目、今回の問題が起きて以降、北川議員から連絡はありましたか。

○証人（藤本 元君） ありません。

○副委員長（岡崎達義君） 15番目、北川議員に金銭を渡していましたか。

○証人（藤本 元君） いいえ。

○副委員長（岡崎達義君） 以上です。ありがとうございました。

○委員長（下山哲司君） それでは、副委員長が終わりましたので、委員から何か御質問があったらお願いいたします。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） きょうはお世話になります。

まず、一番最初のところですけど、吉井観光が倒産するということと、藤本さんが赤磐市で臨時職員となるということは、教育委員会の安本さんから両方とも聞いてらっしゃるということではないですか。

○証人（藤本 元君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それは、同じ日に両方とも一緒に聞いたんですか。

○証人（藤本 元君） いや、最初は何か倒産するから組合でやろうかというような話はあったんですけど、その後、その組合ができんということで、臨時職員ですということには聞いていません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ほとんど安本さんと市の教育委員会の方とのやりとりのように聞きますが、北川議員から、ドライバーの皆さんや事務員の皆さんがお集まりになったところで、それぞれの給料の金額を聞いたという記憶はございませんか。

○証人（藤本 元君） ないなあ。

○委員（原田素代君） 聞いてないか。

○証人（藤本 元君） はい。

○委員（原田素代君） ああ、そうですか。

そうしたら、18万円、今回は給料が決まりましたけれども、この金額について、以前の働い

ていたときの金額と今回の18万円はどっちが高いですか。

○証人（藤本 元君） いや、同じぐらいじゃなかったかと思いますがな。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 同額ぐらいか。

○証人（藤本 元君） はい。

○委員（原田素代君） わかりました。

もう1つ、じゃあ委員長、お願いします。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 何人かの方から、事務所がありますよね、朝そこに集まったり、次の仕事の間でそこで時間を潰したりっていう、事務所を利用したことはありますか。

○証人（藤本 元君） 1回というんか、利用したというよりか、何か管理費を持っていったときに事務員さんに会って話をしたことはある。僕はほとんど行かんから、あっちに。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 今、管理費っておっしゃってましたけど、事務所の管理料っていうのはお支払いになってたんですか。

○証人（藤本 元君） はい、管理費か消耗費か何かそういうなの、わからんけど払うとりました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それはお幾ら、そして誰に払ってたんですか。

○証人（藤本 元君） そりゃあ、金は僕は夢百笑の職員として働きようたから、ありゃあ何言うんかな、中学校の運転手の松村さんか、あの人があっこまで来ようたんで、その人に渡しようりました。それから、それでないときには、事務所の、あれは何としようたんかな……。

○委員長（下山哲司君） 川原。

○証人（藤本 元君） 川原さん、あれに渡したことがある。そういうときに事務所へ行くだけで、ほかには事務所へ行くことはなかった。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それは、管理料として幾らお支払いになったんですか。

○証人（藤本 元君） 1万円ほどや、1万円じゃったと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それは毎月ですか。

○証人（藤本 元君） そうです。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） お忙しいところ済いません。きょうはお越しいただいてありがとうございます。僕のほうから、1点だけちょっとお尋ねをしたいんです。

実は、この件について、10月28日なんですけど、北川議員から、うちの議長と副議長さんが、ちょっといろいろ事情を聞かせてくれえというてお話を聞かせていただいているんです。その中で、11月11日に、議長さんのほうから、ここにいるメンバー、市議会のメンバーに報告書というものが出されまして、今僕の手元にその報告書があるんですが、その中で、組合のお話であるとか、給料のお話ですね、先ほどありました、誰がどう決めたんかわからんというて言われた、その給料なら教育委員会じゃねえんかって言われた、その給料の話なんですけど、これは個々に話をして決めたんじゃというぐあいに北川議員は説明されとんですが、そういうことはなかったっていうことですか。

○証人（藤本 元君） いや、僕は安本さんに、臨時職員になった時分に、あれじゃあ、前の給料ぐらいはもらえるんだろうなあということは聞いて取りました。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 北川議員と話し合っただけじゃあないということですね。はい、ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 藤本さんは、8月分の給料を、要するにその8月分は一度も乗車はしなかったから返還してくれというふうに言われてますか。

○証人（藤本 元君） 返還しようります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ほかのドライバーさんも、日数が少ないんですけども、丸々ほかの方はもらってらっしゃる。

○証人（藤本 元君） えっ、ちょっとよう。

○委員（原田素代君） ほかの人は、日数は少ないけど、全額月の分はもらっているんですけど、藤本さんだけたまたまゼロ日だったから、8月分が、返してくれと言われましたよね、そ

れについて不満はないですか。

○証人（藤本 元君） えっ。

○委員（原田素代君） ほかの人は全額もらってるのに、自分だけがもらった給料を返せと言われた、それについて不満はございませんか。

○証人（藤本 元君） それは、8月は1日も働いとらんわけじゃから、もうそれは返さなきゃいけないのかなあと想着て返しょうります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そもそも払ったんですよね、市側が。

○証人（藤本 元君） えっ。

○委員（原田素代君） 市のほうが払ってますよね。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、マスクを外したらどうですか。

○委員（原田素代君） いいですか。市のほうが払ったのに、後から返せっていうのに違和感を感じませんでしたか。

○証人（藤本 元君） 刑事からも聞かれたときには、やっぱり働かんのに給料もろうちやあどうなるまあと。払う気はあるかというから、そりゃあもう働かんから払わにやあいけまあかなあという話をしています。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 8月、働かんのにね、18万円ものお金が自分の口座に振り込まれました。そもそもお仕事を紹介してくれたのは、ちょっとまだお尋ねしてないんですけども、そういう働かないのに給料を振り込んでくれるような仕事を紹介してくれた人に対して、おっ、こりゃええ仕事を紹介してくれたなあというような気持ちになりましたか。

○証人（藤本 元君） いや、そんなことは別に、前から組合でやりようた時分には毎月もらようたから、もうそういう感じを受けとったから、別に何とも感じなんだ。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、組合で受けてらっしゃったときっていうのは、働いてもない日数も、月も、お金を受け取れていたんですか。

○証人（藤本 元君） それは、年間のやつを12カ月に割ってもらようたから。そういうことです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君）　じゃあ、同じように組合じゃなくって、直接雇いじゃというのは御理解されとったわけじゃけども、それでも組合のようにお金をもらうっていうことについては、あれ、おかしいなというふうには思わなかったか。

○証人（藤本　元君）　思わなんだ。

○委員（佐々木雄司君）　思わなかったと、ありがとうございます。

○委員（福木京子君）　ちょっといいですか。

○委員長（下山哲司君）　福木委員。

○委員（福木京子君）　濟いませぬ、何か事務所費か何か、管理料と言われたんですけどね、毎月1万円をこうそれぞれ松村さん、川原さんに払われとんですけど、それ払われることについて何かおかしいというか、そんなことは感じられなかったですか。それと、またほかの運転手さんなんかと話をされて、ほかの人がどのくらい払ってるとかそういう情報みたいなのは入らなかったですか。

○証人（藤本　元君）　そういうことは感じななだです。それぐらい要るかなと思うんで、払うてやったです。

○委員長（下山哲司君）　よろしいですか。

それでは、以上で藤本元君に対する尋問は一応終了しました。藤本証人には長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構です。ありがとうございました。

〔証人　藤本　元君　退場〕

○委員長（下山哲司君）　次に、川原裕子証人の入室を求めます。

〔証人　川原裕子君　入場〕

○委員長（下山哲司君）　それでは、川原裕子証人におかれましては、お忙しいところを御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより川原裕子証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（川原裕子君）　はい。

○委員長（下山哲司君）　ありがとうございます。

最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

それじゃあ、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君）　これから、お尋ねしたいと思います。

まず、1番目、吉井観光株式会社（以下吉井観光という）ではどのような業務をしていましたか。

○証人（川原裕子君） 事務をしてました。運転手の運行日報の整理とか、あと勤務、出勤とかそういう関係の事務をしてました。

○副委員長（岡崎達義君） 2番目、臨時職員として雇用されることになった経緯についてお聞きします。誰から臨時職員の話がありましたか。また、いつ話がありましたか。

○証人（川原裕子君） 市の職員さんから正式にあったんですけど、その前に運転手さんから、吉井観光の社長がいなくなって手伝いに来ないかということで、今の臨時職員さんのところに一緒に、運転手さんと一緒のところに行っていました。

○副委員長（岡崎達義君） いつお話がありましたか、覚えている限りで結構です。

○証人（川原裕子君） 社長がいなくなってから、5月の半ば。

○副委員長（岡崎達義君） 3番目、勤務内容について説明がありましたか。

○証人（川原裕子君） 職員さんから、前と、今までしとったような感じの内容じゃけ大丈夫ですということ。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。4番目、臨時職員になるに当たっての承諾書は誰が書きましたか。また、任用通知書は届きましたか。

○証人（川原裕子君） 私が書きましたけど、その後は、届いたのはちょっと記憶にはないです。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

5番目、臨時職員としてのあなたの賃金を教えてください。

○証人（川原裕子君） 9万円です。

○副委員長（岡崎達義君） 6番目、臨時職員としての賃金はどのようにして決まりましたか。

○証人（川原裕子君） 市の職員さんと話をして、どういう体制で働きたいかということを知られて、パートの中で働きたいということをこっちが言わせてもらって、それで向こうが幾らということ。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

7番目、賃金について市役所に希望を言いましたか。

○証人（川原裕子君） いや、言ってません。

○副委員長（岡崎達義君） 8番目、勤務は何時から何時まででしたか。

○証人（川原裕子君） 8時半から12時まで。

○副委員長（岡崎達義君） 9番目、北川議員から運転手組合の話は聞いたことがありますか。

○証人（川原裕子君） いや、全くありません。

○副委員長（岡崎達義君） 組合費はもちろん払ってませんよね。

12番目、今回の問題が起きて以降、北川議員から連絡はありましたか。

○証人（川原裕子君） ないです。

○副委員長（岡崎達義君） 13番目、北川議員に金銭を渡していましたか。

○証人（川原裕子君） 渡してました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

以上です。

○委員長（下山哲司君） それでは、委員さんから質問があればお願いいたします。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） きょうは大変お世話になります。

承諾書はお書きになってますよね。

○証人（川原裕子君） はい。

○委員（原田素代君） その際の勤務時間は何時から何時になってましたか。

○証人（川原裕子君） その時間を書いた覚えはないんですけど、名前とかそういうのだけ。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 8番目の質問に対して、勤務時間ですが、朝の8時半から12時というのは、これはもう最初の出勤、初めて出勤してからずうっとこの8時半から12時だったんですか。

○証人（川原裕子君） そうです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 8時半から12時の勤務で、手取りが9万円って大分高めかなあっていう印象があるんですけど、これは従来勤務、吉井観光で、それと仕事内容からいって同額だと思っていいんですか。

○証人（川原裕子君） それは、ちょっと勤務時間が全く、前の吉井観光のときには5時まで働いていたので、それよりは臨時のほうが安いのは安いんですけど、どういうんですかね、どういうあれで決まるのかがわからないんで、うん、高いとかはちょっとわからないです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 勤務の中身なんですけど、5時まで働いていたときの勤務とは大分違うと思うんです。乗務簿、乗務記録表とか、私も見せていただいたんですけど、スクールバスや学校給食のほう、ドライバーさんが記入してますよね、川原さんが記入されるんじゃないんで、運転された方が自分で申告制度で、何時から何時、何キロ、誰を乗せてってというのが書いてありますよね、一覧で、毎日、あの日報をどういうふうに事務的な処理をされてたんです

か。

○証人（川原裕子君） それは月末に人数とかを合計して、それで、まとめて市のほうへ持っていったんですけど、その前にその月の勤務、誰がどこを乗るっていう、そういうのをつくったりしてました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そういう資料は、私たちにいただけてないんですけど、あったんですね。

○証人（川原裕子君） あります。まだ今もあるんですけど、きょうは持ってきてないんですけど。

○委員（原田素代君） ああ、そうですか。委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） あと、タイムカードがないですよ。ドライバーさんもちろんないんですけど、それは吉井観光のときはありましたよね。

○証人（川原裕子君） 吉井観光のときには出勤簿があって、それに判こを押していく感じ。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そういう出勤簿かタイムカードのようなものがないことが、何とか困ったなっていうのはなかったですか。

○証人（川原裕子君） ああ、そこまでちょっと思ってなかったの。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 監査報告書のほうによりますと、監査事務局っていうのがあるんですよ、赤磐市内に、そこの監査委員さんが調査したときに、川原さんの勤務状況がわからないということと、一番最初に川原さんが契約を交わしたときの勤務時間が、朝の6時半から夕方の6時までっていう時間帯が記入されてたんです。これはどう考えてもおかしいだろうと、事務員さんが、ということで監査の方が調査に入ったら、朝の10時から夕方の4時までの勤務だというふうな説明を受けたらしいんです。それで、今私たちが手元に持ってる承諾書とか勤務の契約書は、川原さんの場合、朝の10時から4時が勤務になってるんです。それは、今初めて聞かれましたか。

○証人（川原裕子君） 今、初めて聞きました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、教育委員会の方は、10時から4時と聞いていたんでしょ

うか、もしくは8時半から12時だということを知っていたんでしょうか、それは川原さんから見てどう思われますか。

○証人（川原裕子君） それはどう、多分把握はしとられなかったかもわからないんですけど、ちょっとわからないです。

○委員（原田素代君） 濟いません、もう1つだけ。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 事務所という形で、皆さん時間を調整するために使われてましたよね。あの事務所の管理費、例えばお茶やお菓子や灯油のようなものっていうのは、皆さんから集めることはありましたか。

○証人（川原裕子君） あっ、みんなで集めて、スーパーへ行ってしてました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それは、お幾らぐらい、月定額で決まっていたんですか。

○証人（川原裕子君） いや、まちまち、あとコピーをしたりとかというのもあったので、そのときによって多少前後はあるんだけど、幾らぐらい、まあ月に何百円とか、みんなで割って、うん。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 中には、事務所代として、管理料として北川議員から請求をされていて、それを支払ってらっしゃる方がいるようなんですが、川原さんの場合はお支払いをされましたか。

○証人（川原裕子君） この最後の分です。払ってました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それは、月幾らで、契約の5月から翌年の3月までフルにお支払いになってましたか。

○証人（川原裕子君） なってます。5月は半分だったので1万円、で、あとは2万円。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ほかのドライバーの方が、同じような目的のお金をお支払いになってるってことは御存じでしたか。

○証人（川原裕子君） 藤本さんだけは知ってました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ほかの方は、じゃあ払ってるか払ってないかは聞いたことはないか。

○証人（川原裕子君） はっきりとはわからないんだけど、2人ほどは払ってないと思う。

○委員（原田素代君） どうも済いません。ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

行本委員。

○委員（行本恭庸君） 先ほどの藤本さんの話で、管理料として1万円をおたくに預けたという
うことをお聞きしたんですが、そのお金は北川氏に払うたんですか。

○証人（川原裕子君） はい。

○委員（行本恭庸君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 済いません、きょうはお忙しいところを済いませんです。

今のお話なんですけども、北川議員に手渡していたお金なんですけど、それは何の名目で受け
取ったんでしょう、その方から。

○証人（川原裕子君） ただ渡しといてくださいということで、藤本さんからもらって、それ
をもうそのまま渡しに行った感じで。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 普通ね、普通、当人同士話ができてれば、おうおうとわかると思う
んですが、普通当人同士ができてなかったら、お金を持っていったら、これ何なあと驚くとい
うか、誰しも当然の反応になると思うんですが、そういうな反応なく、渡したら、おうおう、
おうおう、その方の名前の方から預かってきましたよ、はい、これどうぞと渡したら、おうお
う、わかったわかったみたいな感じで、何のお金かっていうことは北川議員はわかってらっし
ゃった様子ですか。

○証人（川原裕子君） だと思えます。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 特段、そここのところで、これ何の金なあって、誰からなあみたいな
話にはならなかった。

○証人（川原裕子君） ならないです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのお金を渡された、お預かりされた方も、特段、もう1回確認に
なるんですけども、北川議員に渡しといてって言うだけのことで、何のお金じゃあとか、こう

いうふうに言うといってくれとか、というようなことはなかったか。

○証人（川原裕子君） なかったです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ちょっとお話が変わるんですけど、6月の幾日かに、6人ぐらいの方が北川議員から呼び出されて、北川議員の事務所に行って、要するに事務所代なのか管理費なのか、いろいろ言い方、組合費なのか、いろいろその言い方はあると思うんですけども、一人一人、おめえ、何ぼな、おめえ、何ぼなって何か言われたらしいんですけども、そのときに言われた金額っていうのは、高いなあというふうにお感じになられたのか、まあこのぐらいならええかなあと思われたのか、どんな印象で、どんな感じだったですか。

○証人（川原裕子君） 私はその場所にはいなかったもので、後で個人的に、月これだけちょっと管理費としてみたいなことと言われたんで、えっ、高いな、私は高いなとは思ったんですけど。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 言われたのは、北川議員から直接言われたのか。

○証人（川原裕子君） そうです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 日にちわかりませんか、それ。

○証人（川原裕子君） 市役所さんが契約書とか持ってくる前だったとは思うんですけど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 契約書を持ってくる前っていうのは、契約書を持ってきたのはいつですか。

○証人（川原裕子君） もう行き出してちょっとしてからなんで、はっきりは覚えてないんですけど、それも半ば、やっぱり半ばぐらい、最初に来られたときに。

○委員（佐々木雄司君） 5月の半ばぐらい、以前に、ならそれを言われたと。

○証人（川原裕子君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 濟いませぬ、もう1回。もうこういう席なんで、確認もせにやあ、せんかったらいけんかったりすることもありまして、濟いませぬ。じゃあ、市役所さんが契約書を持ってこられたのは5月の中ぐらいで、北川議員から、何ぼ何ぼくれえのうという話があったっていうのはそれ以前で、5月の……。

○証人（川原裕子君） 手伝いに行ってたぐらいのときからですね。

○委員（佐々木雄司君） 5月10日から15日ぐらいまでの中旬前ぐらいのイメージですかね、ならね。

○証人（川原裕子君） ぐらいかと。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのときの名目は、ただよこせという話じゃなくて、何々じゃからこうせえという話になるんだと思うんですけど、どんなふうに言われたんですか。

○証人（川原裕子君） もう何かただ話の流れで、ぱぱぱと流すような感じで言われたんですよ。事務所を使うのにちょっと直さにかいけんみたいなことを言われて、それで、2万円もらいましょうかみたいなことを言われた。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 何々しちやる、何々しちやるんじゃけえこのぐれえせえよとかそういうような話じゃなくて、事務所をどうとかするから、その分の経費を分担してくれえのうという話、そんなイメージですか。

○証人（川原裕子君） ですね、はい。

○委員（佐々木雄司君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 先ほどのお話から推測しますと、吉井観光さんで働いたときの金額が、今回出された9万円、それでもって何万円の管理料みたいなのをあれしたということで、生活には支障はなかったんでしょうか、おたくとしては。例えば、少なくなるわけですから、勤務時間はどうかあれ、月々にもらう金が少なくなるわけで、支障が私はあったんじゃないかと思うんですけど、そういう申し出をして、例えば金額を9万円じゃ少ないとかというようなことは言われたようなことはありますか。

○証人（川原裕子君） ないです。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） それで生活には支障はなかったわけですか。

○証人（川原裕子君） ちょうどそのときに、私の父親が倒れて、入院したりしたらちょっと昼にやっぱりいっぱいいっぱい働くのは無理だったんで、そういうなのが、はい。

○委員（行本恭庸君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 先ほどお金を集めて渡したということを言われとったんですけど、出すほうももらうほうも税の関係があって、領収書というのが、普通一般的には渡したら領収書をもらったほうが切るといふふうな、はっきりしたお金のやりとりの場合には、領収書を必ず

返すんですけど、そういうものも扱ったことはないですか、お金を渡したときに。

○証人（川原裕子君） ないですね。ちょっと運転手さんと話を、渡してる人に領収書は欲しいよなっていう話はしたんじゃないけど、やっぱり誰も言えずに。

○委員（保田 守君） 領収書は絶対欲しいですよ。

○証人（川原裕子君） 欲しいです。

○委員（保田 守君） あったら。北川議員さんももう一切。

○証人（川原裕子君） くれなかったです。

○委員（保田 守君） もう一月でも出さななんだと。

○証人（川原裕子君） そう。

○委員（保田 守君） そうですね。ちょっと私、前から吉井観光に勤められとったというんで、多分知つたらそれとらそれで答えていただいたらいいんですけど、吉井観光と北川議員さんの関係でちょっとお聞きしたいんですけど、前に小耳に挟んだ話なんですよ、本人が、健康保険の話をたしか個人的にみんなでしとるときに、わしは吉井観光に払うてもろうとるからみたいな話をされたんです。それで、その関係というのが、役員とかというもんじゃったら、それはもう当たり前のことで、名を連ねとんならまあ会社のほうが払う。それで、全くそうじゃなかった場合、北川さんの健康保険料を吉井観光が長きにわたって払うとるということであれば、これはおかしい話だと思うんだけど、その辺は御存じないですか。

○証人（川原裕子君） そこは、全部そういうのはもう奥さんがしてたんですけど、その社長たちがいなくなったときに、何か会社の社印が要るんですかね、あれ、いなくなって健康保険をするのに、そういうちょっとどないかして社長に連絡とってくれて言われたのは覚えてるんですけど。

○委員（保田 守君） それは、北川さんが言われたのか。

○証人（川原裕子君） あっ、そうです。どこにあるかということ、多分持ってもう社長たちはいなくなってたんで。だから、その保険はされとったんだと思います。ほかはもうちょっと……。

○委員（保田 守君） 何かそんなことをたしか聞いてって、これ議員でそんなことをしてもええんじゃないかなと疑問に思うたことが前あったんですよ。そうですね、ありがとうございました。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 先ほど、藤本さんの分と、それから川原さんも3万円を北川議員に渡して、領収をもらえなかったって言ったときに、そういうことを言えなかったっていうふうにおっしゃったんですけど、北川議員と言えないっていう関係について、ちょっと御説明いただければありがたいです。

○証人（川原裕子君） どう言うんですか、何かばばばっと言うから、もうちょっとこっちがこうになってしまう。だから、もう初めからちょっと何にも言えない状態、そういう感じです。いいですか。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） それって、もうかなり以前からそういうやっぱり関係ってあったっていうふうに思っているんでしょうか。

○証人（川原裕子君） はい、前の会社へ行ってる時も、大きい声ばばっとして入ってくるから、社長のところとかにも、だから何かもうやっぱりこっちも見て、あれ何にも言えないなという感じです。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） ちょっと話変わります。一部、北川議員のほうから、吉井観光のほうにお金を出資してたとか、お金を貸してたというふうな情報もあるんですけど、お耳にされたことありますか。

○証人（川原裕子君） 私もうわさだけで、うん、それは聞いたことはあります。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 具体的にうわさの内容を、もし聞かれた内容で結構ですので、うわさの状態、こんな具体的な話っていうのをちょっとお聞かせいただければ。

○証人（川原裕子君） 何か間に、誰かが間に入って、お金を何か、そして北川さんが誰かを紹介してか、何かそんな感じで吉井観光にお金を貸してるみたいな話は聞いたことが。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 幾らぐらいかということは、聞かれたことはないですか。

○証人（川原裕子君） 聞いたことはないです。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もう1個聞かせていただきたいんですが、実は北川議員が、この件につきまして、議長さんと副議長さんに事情の説明をされてらっしゃるんです。その報告書っていうようなものが、11月11日に、我々市議会議員のところ届けられているんですけど、その中で、給料などというようなものは、それぞれ個々に話をして決めたんだということなんですけども、そういう個々に北川さんと、北川議員と個々に話をして給料が決まったというような、そういう御認識っていうのはお持ちですか。

○証人（川原裕子君） いや、教育委員会、私はもう教育委員会と話をして決めた。

○委員（佐々木雄司君） ということね。

○証人（川原裕子君） はい。

○委員（佐々木雄司君） もう1点なんですけど。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 濟いません。もう1点なんですけど、北川議員、こんなことを言ってるんです。臨時職員から議員に金銭が渡されたとの情報があるが、これに関してどうなんですかということ、議長と副議長さんのほうがお尋ねになりましたら、北川議員は、金銭を受け取ったことはない、組合が組合費として受け取っているとの回答があったということなんですけども、これについてどうお感じになりますでしょうか。

○証人（川原裕子君） その組合ってというのは初耳ですし、私はもうそこへ渡してたんで、もうそこへ行ってるもんだと思ってたんですけど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そこというのは、北川議員ということによろしいですか。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もう1回、濟いません、北川議員ということによろしいでしょうか。

○証人（川原裕子君） はい。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。組合が組合費として受け取っているんだということなんですけども、これについて、どうしてそんなことを言うのかなあというような思いとか、何かそんなものがありましたら、ぜひちょっとお気持ちをお聞かせいただきたいなあと思うんですけど。

○証人（川原裕子君） うん、どんなんでしょうか。組合費が何に使われたのかも、もしあったとしても、何にどういうふうに使われるのかもわからないし、組合費を、組合っていうのがある意味がちょっとわからないですね。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） この辺で締めたいと思います。

以上で川原裕子君に対する尋問は一応終了しました。

川原裕子証人には長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構でございます。本日はありがとうございました。

〔証人 川原裕子君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 続いて、2番目、証人出頭要求について。

証人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

公金支出及び公文書改ざん等に関する調査を行うため、来る4月20日午前10時に、倉迫明君、作間正浩君を証人として本委員会に出頭を求め、スクールバス及び学校給食センター臨時

職員の任用等に関する件について証言を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続いて、3番目、その他に入ります。

その他で、委員さんから何かありましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） その他について、もうないようですので、以上をもちまして第8回
公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を閉会といたします。

皆様方には、本日は長時間にわたり大変お疲れさまでした。

午後2時17分 閉会